

相談役・顧問等の開示に関するご質問と回答

<目次>

(全般)

- Q 1 : 代表取締役社長を退任した者が相談役・顧問に就任している場合、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」での記載は必須ですか。(P.1)
- Q 2 : 相談役・顧問の制度が無い場合、制度はあるが現在は対象者がいない場合には、どのように記載すればよいのですか。(P.1)
- Q 3 : 平成 30 年 1 月 1 日以後、直ちに本項目について記載をし、CG 報告書を提出する必要があるのですか。(P.1)
- Q 4 : 本項目の記載内容について変更があった場合には、遅滞なく変更後の CG 報告書の提出が必要なのですか。それとも、次の定時株主総会後でよいのですか。(P.1)

(記載対象者の範囲)

- Q 5 : 代表権のある取締役だが経営トップではなかった者や、主要な子会社の代表取締役社長であった者が退任し、相談役・顧問に就任している場合は、記載対象になりますか。(P.2)
- Q 6 : 取締役会長、取締役相談役は、記載対象になりますか。(P.2)
- Q 7 : 記載対象となる「相談役・顧問など何らかの役職に就任している、又は何らか会社と関係する地位にある場合」とはどのような場合をさすのですか。(P.2)
- Q 8 : 肩書だけの名誉職である場合には、どのように記載すればよいのですか。(P.2)
- Q 9 : 報酬の支払いが無い場合には、どのように記載すればよいのですか。(P.2)

(記載内容)

- Q 1 0 : 「業務内容」の記載について、「社内で経営に関わっている場合」とはどのような場合をさすのですか。(P.3)
- Q 1 1 : 「業務内容」の記載について、「社外の活動（公職等）に会社を代表して参加している場合」とはどのような場合をさすのですか。(P.3)
- Q 1 2 : 「常勤」とは、どのような場合をさすのですか。(P.3)
- Q 1 3 : 「任期」はどのように記載すればよいのですか。(P.3)

(全般)

Q 1. 代表取締役社長を退任した者が相談役・顧問に就任している場合、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(以下「CG 報告書」という。)での記載は必須ですか。

A 1.

当該項目の記載は、任意です。

各社においては、経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(以下「CGS ガイドライン」という。)(別紙 4 参照)の提言内容などを踏まえ、記載するかどうかご検討ください。

Q 2. 相談役・顧問の制度が無い場合、制度はあるが現在は対象者がいない場合には、どのように記載すればよいのですか。

A 2.

投資家など社外から理解を得る観点から、制度が無い旨や対象者がいない旨を記載することが考えられます。その場合には、本記載欄のうち、「その他の事項」欄をご利用ください。「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」は空欄とし、「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数欄」は「0」を入力してください。

Q 3. 平成 30 年 1 月 1 日以後、直ちに本項目について記載をし、CG 報告書を提出する必要があるのですか。

A 3.

平成 30 年 1 月 1 日以後、最初に到来する定時株主総会後に CG 報告書を更新する際に、記載するかご検討いただくことで差支えありません。

Q 4. 本項目の記載内容について変更があった場合には、遅滞なく変更後の CG 報告書の提出が必要なのですか。それとも、次の定時株主総会後でよいのですか。

A 4.

本項目の記載内容に変更が生じた場合には、変更内容の重要性を踏まえ、各社の任意のタイミングで、修正後の CG 報告書を提出することで差し支えありません。なお、CG 報告書は、毎年、定時株主総会の日以後遅滞なく更新することをお願いしております。

なお、本項目の記載内容に誤りがある場合には、原則として、遅滞なく修正後の CG 報告書を提出してください。ただし、例えば、誤字等の訂正など、軽微な修正については、次の定時株主総会後に修正することで差し支えありません。

(記載対象者の範囲)

Q 5. 代表権のある取締役だが経営トップではなかった者や、主要な子会社の代表取締役社長であった者が退任し、相談役・顧問に就任している場合は、記載対象になりますか。

A 5.

本項目は、その名称に関わらず、上場会社の経営トップであった者を記載対象とするもので、典型的には上場会社の社長、CEO 経験者を想定しています。

Q 6. 取締役会長、取締役相談役は、記載対象になりますか。

A 6.

本項目は、会社法上の役員の地位から退いた者を記載対象とするものです。現在も取締役としての地位を有している場合には、取締役としての情報開示が行われることから、本項目において、記載する必要はございません。

なお、代表取締役社長であった者が、取締役会長、取締役相談役となり、その後取締役を退任し、相談役・顧問等に就任している場合には、本項目の記載対象となります。

Q 7. 記載対象となる「相談役・顧問など何らかの役職に就任している、又は何らか会社と関係する地位にある場合」とはどういう場合をさすのですか。

A 7.

各社において、CGS ガイドライン (別紙 4 参照) の提言内容などを踏まえ、ご判断ください。

Q 8. 肩書だけの名誉職である場合には、どのように記載すればよいのですか。

A 8.

肩書きだけの名誉職である場合で、本項目の記載を行うときは、例えば、氏名、役職・地位、社長等退任日、任期の欄のみ記載した上で、「業務内容」や「勤務形態・条件」の欄に、業務内容や勤務実態が無い旨の記載をすることが考えられます。

Q 9. 報酬の支払いが無い場合には、どのように記載すればよいのですか。

A 9.

報酬の支払いが無い場合で、本項目の記載を行うときは、例えば、「勤務形態・条件」の欄に報酬が無い旨を記載した上で、その他の項目について記載することが考えられます。

(記載内容)

Q 1 0. 「業務内容」の記載について、「社内で経営に関わっている場合」とはどういう場合をさすのですか。

A 1 0.

例えば、現経営陣に対する助言を行っている場合や、顧客との取引関係の維持・拡大のための活動を行っている場合などが考えられますが、各社の実態に合わせて業務内容をご記載ください。

Q 1 1. 「業務内容」の記載について、「社外の活動（公職等）に会社を代表して参加している場合」とはどういう場合をさすのですか。

A 1 1.

例えば、業界団体や財界での活動など、事業に関連する活動や、社会活動や行政府の審議会委員など、公益的な活動を行っている場合などが考えられますが、各社の実態に合わせて活動内容や公職の肩書きをご記載ください。

Q 1 2. 「常勤」とは、どういう場合をさすのですか。

A 1 2.

常勤とは、他に常勤の仕事がなく、会社の営業時間中原則として当該会社の職務に専念する者をいいます。

なお、常勤、非常勤といった記載だけでなく、「週 3 日勤務」、「不定期」といった勤務実態を表す別の表現で記載することも考えられます。

Q 1 3. 「任期」はどのように記載すればよいのですか。

A 1 3.

任期の開始日と任期の終了日を具体的に記載することが考えられます。その際、「1 年間」や「3 年間」など任期の期間を記載することも考えられます。任期の定めが無い場合には、その旨、記載してください。

以上